

# 令和7年度 久留米市国民健康保険特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託 仕様書

## 1 目的

対象者が自らの健康状態を自覚し、メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣の課題に気づき、改善に向け、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診を含めた生活習慣への自主的な取組を継続できるように、特定保健指導を実施する。

本委託では、特定保健指導にスマートフォンやパソコン等（以下「ICT機器」という。）及びウェアラブル端末等の測定機器を活用することで利便性の向上を図るとともに、自身の健康状態や取組結果を見える化することで、対象者の行動変容及び行動継続を促す。

## 2 対象者

対象者は次の全てに該当する久留米市国民健康保険被保険者とし、実施者の定員は30名とする。

- ア 令和7年度の特定健診を受診した者（特定健診とみなす他健診受診者を含む）
- イ 「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）に定める階層化の結果、特定保健指導の対象となる者
- ウ 医療機関が実施する特定保健指導を利用していない者
- エ 血圧、血糖、脂質の薬剤を服薬していない者

## 3 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

なお、実績評価は令和8年3月31日までに完了すること。

## 4 保健指導場所及び日時

面接場所：ICT機器を利用したオンライン面談とする。

対応時間：月～日（祝日含む）9時30分から20時

## 5 業務内容

### （1）概要

受託者は、対象者がICT機器及びウェアラブル端末等測定機器を用いて自身の健康状態を毎日管理しながら生活習慣改善に取り組むことができるよう支援し、ウェアラブル端末等測定機器から収集されるデータを活用して、特定保健指導を実施する。

アプリによりICT機器とウェアラブル端末等測定機器を連携することで、体重、活動量等の測定結果を簡潔に管理し、取組結果の見える化ができるものとする。なお、ウェアラブル端末等測定機器の調達は受託者が行い、対象者は当該機器を利用する。

## (2) ウェアラブル端末及びアプリの仕様等について

- ア ウェアラブル端末は受託者が調達し、対象者に送付すること。
- イ ウェアラブル端末では、歩数・活動時間・運動強度・距離のうち、2つ以上の項目、心拍数及び睡眠（就寝時間及び起床時間）を測定又は記録できること。
- ウ アプリにより、ウェアラブル端末で測定した結果を簡潔に管理、表示し、取組結果の見える化がされること。
- エ アプリ内のデータは管理ツールによって久留米市が閲覧できること。
- オ 歩数等について、他のユーザーと競争や目標の達成等でインセンティブがもらえるようなコンテスト機能があること。
- カ 記録された歩数等に対して、インセンティブが付与されること。また、歩数等データに関する、不正対策がなされていること。
- キ アプリでは、健康な群の平均データと対象者が属する群の平均データ、対象者の数値がグラフでわかりやすく表示されるなど、対象者の行動変容を促す工夫を講じること。

## (3) 体組成計の仕様等について

- ア 積極的支援対象者には、ウェアラブル端末に加えて、体組成計を受託者で調達し、対象者に送付すること。
- イ 体組成計では、BMI、体脂肪率、除脂肪体重、皮下脂肪、内臓脂肪、体水分量、骨格筋、筋肉量、骨量、たんぱく質、基礎代謝量、体内年齢といった10個以上の項目が測定可能であること。

## (4) 特定保健指導実施に向けての準備

特定保健指導の実施にあたっては、次に掲げる準備を行い、その内容について、事前に久留米市の承認を得ること。

### ア 実施者及び運営等

実施者及び運営等については、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）第2の基準を満たすこと。

なお、初回面接から最終まで可能な限り同じ担当者で実施すること。

### イ 特定保健指導プログラムの作成

#### ① 基本方針

プログラムの作成は、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」に基づき作成すること。

#### ② その他留意点

特定保健指導プログラムの作成にあたっては、次のaからeの点に留意すること。

- a 対象者が実行可能な行動目標を立てられるような効果的支援であること。
- b 3ヵ月以上の継続が可能なプログラムと支援体制であること。
- c 行動変容ステージや年齢・性差などを考慮した特定保健指導を実施できること。
- d 特定健診の継続的受診を促すこと。
- e ウェアラブル端末等測定機器から収集されるデータを活用して指導を行うこと。

ウ 対象者への案内用パンフレットの作成

受託者が実施する特定保健指導プログラムを対象者に案内するためのパンフレット（以下「案内用パンフレット」という。）データ（両面カラー、A4サイズ）を作成すること。

案内用パンフレットは、久留米市が対象者に配付することを想定し、プログラムの概要及び利用方法、申込方法等対象者が理解しやすいものとすること。内容について事前に久留米市の承認を得たうえで、久留米市が指定する日までに電子データで納品すること。

## （5）特定保健指導の実施

ア 申込受付

① 受託者は、久留米市から対象者に関する情報の連絡を受けて、対象者を把握する。受託者は対象者自らが、日時を問わず申込ができるよう、ＩＣＴ機器を用いて初回面接の申込ができる環境（WEB予約システム等）を整えること。

なお、案内用パンフレットには、当該予約環境に遷移する二次元コードを掲載し、申込手続きの利便性向上を図ること。また、初回面接の申込み状況について、受託者は、定員管理を円滑に行うため、久留米市と密に情報共有を行うこと。

② 受託者は、対象者へウェアラブル端末やアプリ、体組成計等の利用方法をわかりやすく説明し対応すること。

③ 初回面接の面接日時は、利便性を上げるため、実施期間中は毎日面接が実施できる体制を整備すること。また、各日9時30分から20時までの時間のうち、対象者が希望した時間で面接が受けられるとともに、予約後概ね2週間以内に初回面接を実施できる体制を整備すること。

④ 受託者は、申込受付時に対象者から申込理由を聞き取り、電子データにまとめて久留米市に報告すること。

イ 特定保健指導支援計画の作成

特定健診の結果や対象者の意向などを踏まえ、対象者の行動目標を達成するために必要な介入、支援等をまとめた特定保健指導支援計画を初回面接の中で作成する。

ウ 特定保健指導の実施

① イで作成した支援計画に基づき、特定保健指導を行う。

② 積極的支援は厚生労働大臣が定める実施方法に掲げるポイントの算定及び要件に基づき、180ポイント以上の支援を実施すること。

- ③ 初回面接はＩＣＴ機器を用いた遠隔面談とし、一人あたり30分以上の個別支援とする。
- ④ 初回面接では、対象者が所有する健診結果（検査及び質問票結果）を利用するものとする。なお、当該データは健診機関若しくは久留米市が作成したデータとする。
- ⑤ 途中脱落防止のために、電話等による調整等必要な対策を講じること。なお、継続的な支援後、評価に至らないことを確定させる場合は、5回以上の確認作業後、対象者に対して、支援終了通知を送付すること。また、併せて一定期間ウェアラブル端末からのデータ連携が確認できない者にも必要な対策を講じること。

#### (6) その他留意点

##### ア 連絡調整会議

特定保健指導の質及び実施率の向上を目的に、オンラインによる調整会議を開催すること。なお、オンライン会議に必要な設定（ZOOM設定等）及び調整会議の議事録の作成は、受託者が行うものとする。

##### イ 利用券番号の発番

特定保健指導計画及び実施報告等の提出に必要な特定保健指導の利用券番号は、久留米市が発番し受託者に通知する。通知方法は、受託者と協議の上、決定する。

#### (7) 提出物について

##### ア 実施報告

月ごとに、事業全体の実施状況が分かる報告書を作成し提出すること。報告項目については、久留米市と協議の上、決定する。

##### イ 事業実績・アンケート調査の報告

対象者の指導が全て終了したのちに、事業実績の報告書（年代別、性別等の指導実績や効果的だった指導方法、ウェアラブル端末等測定機器から収集されたデータ等の生データ及び図表等を用いて分かりやすくまとめたもの）を久留米市に提出すること。また、指導終了後に、利用者にアンケート調査を実施し、事業実績の報告書と併せて提出すること。調査内容は、久留米市と協議の上、決定する。なお、年度途中であっても久留米市より個別の照会を求めた際は、速やかに応じること。

#### (8) 委託料の算定

各支援段階の委託料は、次のアからウのとおり算定することとする。なお、算定の際に生じた1円未満の端数については、切り捨てるものとする。途中脱落者については、支援の実施に応じてイの算定に準じ支払う。

##### ア 初回面接

（積極的支援） 全体の委託料の単価に40%を乗じた金額とする。

(動機付け支援) 全体の委託料の単価に 80 %を乗じた金額とする。

イ 繼続的な支援（積極的支援）

積極的支援全体の委託料の単価に 50 %を乗じた金額を継続的な支援全部に係る委託料とする。各支援の委託料は、それに実施した継続支援のポイントを実施計画上の継続支援のポイントで除して算出した割合を乗じて行う。

$$\begin{aligned} & \text{全体の委託料} \times 50\% \times \text{実施したポイント} / \text{支援計画のポイント} (180\text{ポイント以上}) \\ & = \text{各支援の委託料} \end{aligned}$$

ウ 実績評価

(積極的支援) 全体の委託料の単価から、上記アおよびイの委託料を差し引いた額とする。

(動機付け支援) 全体の委託料の単価に 20 %を乗じた金額とする。

エ ウェアラブル端末等測定機器の費用

初回面接分と併せて請求すること。なお、ウェアラブル端末等測定機器を対象者に送付後、受託者の過失なく初回面接が実施不可となったと認められる場合は、ウェアラブル端末等測定機器の費用のみを久留米市に請求することができるものとする。

## (9) 請求方法及び時期

ア 各月末締めとし、翌月 15 日までに請求すること。

イ 特定保健指導の委託料の支払いについては、受託者は 1 回目を初回面談終了後、2 回目を実績評価終了後（継続的な支援+実績評価）もしくは途中脱落後に久留米市へ請求し、久留米市は受託者へ支払いを行う。

ウ 請求にあたっては、利用者ごとに、委託料の内訳が分かる明細書、特定保健指導支援計画及び実施状況（体重や腹囲等の変化、行動目標の達成の度合い、対象者ごとの支援概要等）がわかる進捗票、厚生労働省が定める電子的標準様式で作成した XML データ（CD-R）を添付すること。

## (10) 国保資格及び対象要件の確認

受託者は、初回面接時、継続的な支援及び実績評価時において、久留米市国民健康保険の資格を有すること（以下「国保資格」という。）及び特定保健指導の対象者であることを口頭等により確認すること。

## (11) 国保資格の喪失または対象要件からはずれた場合の取扱い

特定保健指導の申込から初回面接までの間や、支援の途中で国保資格の喪失（75歳に到達し、後期高齢者医療保険に資格異動した者を含む）や服薬の開始等対象要件に該当しないことが判明した場合は、対象者に説明したうえで支援を中止すること。ただし、やむを得ない場合の取扱いは久留米市と別途協議して定めることとする。

## 5 その他

### (1) 個人情報の受け渡し

個人情報の受け渡しについては、伝送もしくはCD-ROMによるものとし、久留米市と受託者で協議のうえ決定する。なお、伝送の場合は、必要な回線を受託者が用意するものとし、以下のセキュリティ要件を満たすこと。CD-ROMによる受け渡しの場合は、セキュリティ便を利用するなど適切な対策を講じること。

また、本委託業務終了後は、貸与した個人情報は消去し、報告書を提出すること。

#### 【伝送の場合のセキュリティ要件】

通信は暗号化されており、LGWAN-ASP、専用線、広域イーサネット、IP-VPN、エントリーVPNのいずれかの通信回線であること（インターネットVPNは不可）

### (2) 安全管理や緊急時の対応

安全管理に十分留意し、運動の実践等を行う場合には、運動の制限がなされていないか等を確認すること。緊急時には速やかに対応できるような体制を確保すること。

### (3) 事故発生時等の連絡

事故が発生した場合や苦情が寄せられた場合は、速やかに久留米市に報告すること。

また、その記録（事故の場合は再発防止策を含む）を作成し、久留米市に提出すること。

### (4) 情報保護

ア 久留米市と受託者の双方は、本委託業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさないこと。（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）

イ 受託者は、本委託業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。

ウ 本委託業務完了後、受託者は、本委託業務の履行にあたり収集、管理したデータを久留米市に引き渡すものとする。

エ 受託者は、本委託業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を遵守するとともに、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

オ 個人情報保護の徹底・強化の観点から、受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク又はISMS認証（ISO/IEC27001）の登録がされていること

カ 受託者は、本委託業務の全部又は総合的企画、業務遂行管理、案内チラシの作成、事業評価にかかる内容など業務の根幹となるものを第三者に再委託してはならない。これらの業務以外の一部を再委託する場合には、久留米市の承認を得なければならない。

キ 本委託業務の契約内容について、履行されない状況が発生した場合や文書により業務改善を通知したものが一定期間を過ぎても改善が図られないとき、また、個人情報の漏洩が

発生した場合には、久留米市は契約を破棄する権利を有し、それにより生じた損害については、受託者が賠償する責任を負うものとする。

- ク 受託者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施すること。
- ケ 個人情報及び個人関連情報の取得、第三者提供などの承諾についてアプリで同意取得ができる。また、ウェアラブル端末から取得される個人関連情報は国内サーバーのみで保管されること。

#### (5) 研修

受託者は、保健指導を実施するにあたり、最新の知見・情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を隨時取り入れていくことが必要なことから、定期的な情報収集や研修によるスキルアップの向上に努めるものとし、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を積極的に受講するよう努めること。

#### (6) 障害者に対する遵守事項

本委託業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

#### (7) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、別途久留米市と協議し決定する。